

徳島県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		変更年月日
			旧	新	
医療法人三成会	徳島市北島田町一丁目四六番一	水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四五番地二	徳島市北島田町一丁目四六番一	令和二年五月一日
同	同	水の都居宅介護支援事業所	同	同	同
井口 浩	板野郡板野町下庄字栄寿一三三番地一	ケアプランいぐちや	美馬市穴吹町穴吹字市ノ須賀一二五	板野郡板野町下庄字栄寿一三三番地一	同 六月一日